

別記 1

上野原市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 山梨県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、山梨県又は上野原市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、山梨県移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に上野原市から転出した場合：全額
 - (3) (就業の場合) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 山梨県移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に上野原市から転出した場合：半額

上記事項に該当した場合、速やかに移住支援金の返還に応じることを誓約します。

年 月 日

住所

氏名

印